

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(薬学教育者ワークショップ) 参加申込前のチェックリスト

認定実務実習指導薬剤師になるには、基本的素養(1)を有し、また実務経験及び勤務状況等について所定の要件(2)を満たすことが求められています。

以下要件が満たされているか、チェックを入れてご確認ください。

なお、本用紙はご自身の確認用のため、提出は不要です。

(1)基本的素養

認定実務実習指導薬剤師は次の素養を有する者とする。

- 十分な実務経験を有し薬剤師としての本来の業務を日常的に行っている。
- 薬剤師を志す学生に対する実習指導に情熱を持っている。
- 常日頃から職能の向上に努めている。
- 実習の成果について適正な評価ができる。
- 認定取得後も継続的かつ日常的に薬剤師実務に従事する見込みがある。
- 実務実習生の受け入れ期間中、恒常的に指導することができる。

(2)応募要件

認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ(薬学教育者ワークショップ)に参加するにあたり、**ア**および**イ**の要件を満たしていなければならない。

ア 実務経験

- 薬剤師実務経験^{※1}(病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の¹限る。以下同じ。)が5年以上ある。

または、

- 6年制の薬学教育を受け、薬剤師実務経験^{※1}が3年以上あるので、事前に受講したい。

※1 大学院在学中のアルバイト等は含みません。

また、「薬剤師名簿登録日」又は「入社日」のうちのいずれか遅い日からとしま

イ 勤務状況

- 病院または薬局における薬剤師実務経験が受講申込みの時点において継続して3年以上である。
- 現在病院に勤務(勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の¹場合に限る。)している。

(3)以下の項目に該当することが望ましい。

ウ 応募する薬剤師は以下のような施設に所属していることが望ましい。

- (病院)
- 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方せんの発行を推進している。
 - 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っている。
 - (一社)日本病院薬剤師会賠償責任保険(施設契約)又はこれと同等の賠償責任保険に加入している。

エ 生涯学習システムに参加又は認定を取得していることが望ましい。

- 参加又は認定を取得している。(名称:

(4) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会(以下の3講座全て)を修了していることが望まれる。

- 講座① 薬剤師の理念
- 講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン
- 講座③ 学生の指導(法的問題)、学生の指導(薬局関係)及び学生の指導(病院関係)